

外形標準課税法人の税率改正

法人事業税・地方法人特別税の税率改正（法72条の24の7、暫定措置法2条、9条、条例42条の7、附則12条の2）

（標準税率）単位：%

				現 行						改 正				
区分				平成20年10月1日以降開始～ 平成26年9月30日以前開始事業年度			平成26年10月1日以降開始～ 平成27年3月31日以前開始事業年度			平成27年4月1日以降開始～ 平成28年3月31日以前開始事業年度				
資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額)	所得年400万円以下 の金額			所得年400万円を超え800万円以下の金額			所得年400万円を超え800万円以下の金額			所得年400万円を超え800万円以下の金額		
			所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額			
1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	3.26(2.9)			4.66(4.3)			3.4(3.1)					
		4千万円以下	2.9(2.9)			4.3(4.3)			3.1(3.1)					
	3県未満	4千万円超	1.69(1.5)	2.475(2.2)	3.26(2.9)	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)			
		4千万円以下	1.5(1.5)	2.2(2.2)	2.9(2.9)	2.2(2.2)	3.2(3.2)	4.3(4.3)	1.6(1.6)	2.3(2.3)	3.1(3.1)			
	3億円超	3県以上	—	3.26(2.9)			4.66(4.3)			3.4(3.1)				
		3県未満	—	1.69(1.5)	2.475(2.2)	3.26(2.9)	2.39(2.2)	3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)		
付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が 1億4千万円超	0.504						0.756					
		〃 1億4千万円以下	0.48						0.72					
	3億円超	—	0.504						0.756					
資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額(※)が 1億6千万円超	0.21						0.315					
		〃 (※)が 1億6千万円以下	0.2						0.3					
	3億円超	—	0.21						0.315					
地方法人特別税				148			67.4			93.5				

超過税率

(※)各事業年度終了の日現在(中間申告の場合事業年度開始の日から6月の期間の末日)の資本金等の額(地方税法第72条の21第1項に規定する資本金等の額)
(平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、地方税法第72条の21第1項及び第2項に規定する資本金等の額)